

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)  
令和元年7月2日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京) (受) 第 1900007 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京) (国) 第 1900010 号

## 第 1 結論

昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 54 年 5 月頃に夫に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料は、夫が全て納付してくれていたが、請求期間の保険料だけ未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間は、3 か月と短期間であり、請求期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、請求者は、任意加入により昭和 54 年 5 月に初めて国民年金被保険者資格を取得してから、第 3 号被保険者となる前月の昭和 61 年 3 月までの国民年金加入期間において、請求期間を除き国民年金保険料は全て納付している。

また、請求者が所持する年金手帳及び請求者に係る住民票から、請求者は、請求期間直後の昭和 58 年 4 月に A 市から B 市へ住所変更していることが確認できるところ、請求者に係る国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄には「58. 6. 10」、「B 市」との記載があり、請求者は、国民年金に係る住所変更手続を適切に行っていることが確認でき、住所変更後も国民年金保険料を継続して納付していることから、国民年金に対する意識は高かったものと考えられる。

さらに、オンライン記録により、納付時期が確認できる昭和 59 年 7 月から昭和 61 年 3 月までの請求者の国民年金保険料は、3 か月分ずつ納付期限内に適切に納付されていることが確認できる。

以上のことを踏まえると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。